

京都市における安定ヨウ素剤の予防服用について

1 京都市で備蓄する安定ヨウ素剤

(1) U P Z (32.5km圏内) の住民用の備蓄 【国の指針に基づく備蓄のため、国の交付金により府から配分】

U P Z 内住民の予防服用に係る安定ヨウ素剤は、京都府が購入・確保しており、京都市のU P Z 3 地域（約150世帯340人分）の安定ヨウ素剤については、京都市へ配分されることとなっている。

(2) P P A (概ね50km圏内) の住民用の備蓄 【本市独自での備蓄】

現時点ではP P A の概念（*）及びP P A における安定ヨウ素剤の配布・服用については国で検討が続けられているところであるが、大飯原発から半径50km圏内（P P A）の左京区、右京区及び北区の一部、およそ15,000人分の安定ヨウ素剤については、本市で備蓄することとしている。その保管場所等については、国の検討内容等を踏まえて、検討を進めていく。

（*）P P A：放射性ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域。

U P Z 外においても、事故発生時に放出された放射線核種のうちブルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの影響が想定される地域（従前は「概ね50km」と言われていたが、現在、原子力規制委員会において当該地域における具体的な対応が検討されている。）

2 安定ヨウ素剤について

(1) 種類

国内で承認されている安定ヨウ素剤には、丸剤と粉末剤がある。

ア 丸剤【一般の医薬品】

1000丸／箱（参考：1箱の寸法：縦145mm、横206mm、高123mm）

イ 粉末剤【劇薬】

500g／本 又は25g／本（*府からの配分500g／本）

(2) 保管（備蓄）方法

高温多湿を避け、遮光して保存する。

保管に関しては、原則、劇薬の取扱いに準じる。（粉末剤は劇薬、丸剤は一般の医薬品）

3 安定ヨウ素剤（丸剤、粉末剤）の服用量

(1) 予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	16.3	
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5	
3歳以上13歳未満		1丸 (50mg)
13歳以上		2丸 (100mg)

(2) 3歳児未満の乳幼児、小児、妊娠している者（胎児）・授乳婦に対する服用方法

- 3歳未満の乳幼児の服用にあっては、薬剤師等は粉末剤より調整した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。
- 3歳以上13歳未満の小児は安定ヨウ素剤1丸、13歳以上は2丸を服用する。
- 妊娠している者、新生児、授乳婦が服用した場合には、服用後の影響を観察する等、慎重な対応が必要である。

4 安定ヨウ素剤に関する注意事項

(1) 保管における注意事項

- ・気密容器で室温及び遮光保存（開封後は湿気を避けて保存）
- ・保管に関しては、原則、劇薬の取扱いに準じ、厳格に管理する。
(粉剤は劇薬、丸剤は一般的な医薬品)
- ・厳格な管理、更新が必要（使用期限である3年毎に更新）

(2) 服用にあたっての留意事項

- ・安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用（じんましん、呼吸困難、血圧低下等）や禁忌者（ヨウ素アレルギー等）等に関する注意を事前に周知し、対象の方は服用しないことが必要である。
⇒医師、薬剤師等の医療関係者の関与のもとで服用すること必要がある。
- ・安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果が無い。
- ・安定ヨウ素剤の防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずることが大切である。
- ・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性がある。
- ・年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意する。

5 緊急事態における安定ヨウ素剤の予防服用までの流れ

